

社会福祉法人 桑名市社会福祉協議会資金運用規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人桑名市社会福祉協議会（以下「本会」という。）定款第37条及び経理規程第41条に基づき、本会の資金運用の指針、手続等について定め、資金の安全確実かつ効率的な運用に資することを目的とする。

(基本原則)

第2条 本会の資金運用については、以下の基本原則に則り、これを行う。

(1) 資産構成

運用する資産の構成は、流動性、健全性が確保され、総体的に収益性に優れたものとなるように務める。

(2) 法令遵守

業務遂行にあたり、関係法令等を遵守し、適切な運営を行う。

(3) リスク対応

運用する資産について、個別に、また総体としてのリスク把握に努め、その適切な対応を図る。

(資金運用責任者)

第3条 本会資金の運用にあたっては、会長が資金運用責任者を任命する。

2 資金運用責任者は、本会の資金運用に係る計画、売買の決定、報告を業務とする。

3 資金運用における金融資産の売買については資金運用責任者が行い、売買に係る出納については、本所総務課が行う。

(運用手続)

第4条 資金運用責任者は、この資金運用規程により、運用を図るものとする。ただし、日常的な管理として理事会が定めるものについては、会長と協議の上決定し、これを理事会に報告する。

(運用指針)

第5条 資金の運用に当たっては、次に掲げる運用の3原則に十分留意し、金融商品の種類、金融機関又は発行体、運用期間等を勘案し、分散運用を図る。

(1) 流動性

(2) 健全性

(3) 収益性

(運用報告)

第6条 資金運用責任者は、毎月定期的に月次の運用状況を検証し、その結果を会長に報告する。

2 会長は前項の規定による報告等を踏まえ、少なくとも年1回は運用状況を理事会に報告する。

(運用対象)

第7条 運用対象とする有価証券等は、原則的に元本回収の確実性を鑑み、以下のとおりとする。

- (1) 預貯金
- (2) 国債
- (3) 政府保証債
- (4) 地方債

(運用期間限度)

第8条 運用対象資産中、有価証券の運用期間限度は、10年を上限とする。

(その他)

第9条 この規程に定めるもののほか、資金運用に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、平成24年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。